

高齢者施設等に対するスクリーニング検査について

【考え方】

- ・重症化リスクの高い高齢者施設等での感染の広がりを早期に把握し、迅速な対処につなげる
- ・無症状者に対するスクリーニング検査
- ・行政検査として実施（施設側の負担はなく、全額公費）

【対象施設】

感染状況や利用者の状況等を踏まえ、県又は松山市が個別に指定した施設
(想定されるケース)

- ・感染確認された施設の関連施設で、陽性者の直接の行き来や接触はないものの、職員や利用者の接触が確認されている場合
- ・感染経路不明の新規事例で、施設職員が濃厚接触者となることが頻発する場合

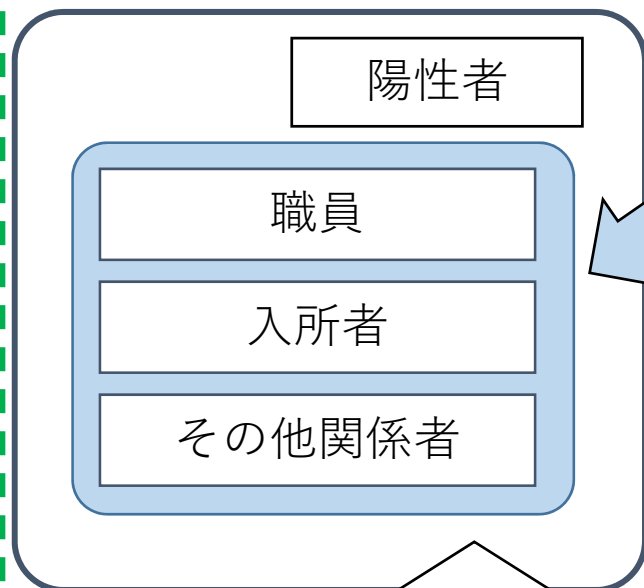
【検査方法】

県が委託する民間検査機関でPCR検査を実施

検査キット ⇒ 施設（検体採取） ⇒ 民間検査機関（検査）

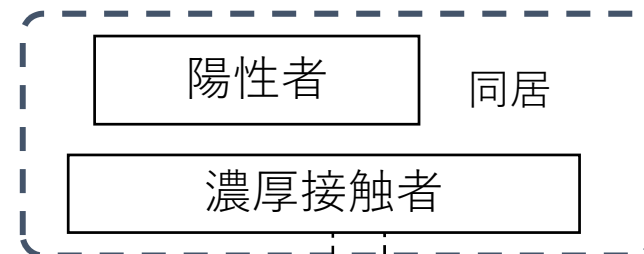
早期探知のための高齢者施設等に対するスクリーニング検査 《対象施設の考え方（例）》

陽性者発生施設



従前の検査対象

※これまでも接触者には、念のため幅広検査を実施（学校、医療、福祉関係）



勤務

スクリーニング検査の対象（無症状者）

職員等

同一グループなど
職員や利用者の往来

関連施設の職員等

濃厚接触者が勤務する施設

陽性者発生施設の関連施設